

平成21年12月2日  
運輸審議会審理室

## 「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正」事案に関する諮問について

平成21年12月1日付けで、「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正」事案について、国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありましたので、運輸審議会一般規則第16条第1項の規定により官報に告示するとともに、同規則第4条の規定により公示します。（資料1）

当該事案については、運輸審議会令第2条第1項の規定に基づき設置された「運輸安全確保部会」に付託して審議を行います。（資料2）

なお、運輸審議会施行規則第17条の規定により、利害関係人は本日から14日以内（平成21年12月16日（水）まで）に、運輸審議会に公聴会開催の申請ができますのでお知らせします。

（注）利害関係人とは、事案の申請者、事案の申請者と競争の関係にある者等（同施行規則）第5条のことをいいます。

（参考：運輸審議会ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/singikai/unyu/unyusin.html>）に、諮問内容等について掲載いたします。）

（連絡先）

運輸審議会審理室 小室、中山、石原

☎ 03(5253)8810（直通）

（諮問事案に関する連絡先）

大臣官房運輸安全監理官室 伊地知、田村、辻

☎ 03(5253)8797（直通）

○国土交通省告示第1262号

運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第15条第1項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成21年12月2日

国土交通大臣 前原 誠司

事案番号 平21第7001号

事案の種類 安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正

事案の内容 鉄道事業法、軌道法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、海上運送法、内航海運業法及び航空法の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針について改正する。その概要は次のとおり。

1. 実施に係る基本的な考え方

- (1) 本方針は、安全管理規程の記載事項のうち、「輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項」の実施状況を確認するために行う報告徴収又は立入検査（以下「報告徴収等」という。）の実施に係る基本的な方針である。
- (2) 法施行後、運輸事業者の基本的な安全管理のための組織体制や関連規程類の整備等の枠組みについては、概ね構築していることが判明している。
- (3) 上記を踏まえ、今後、当面は、安全管理規程に係る制度の一層の浸透・定着等に努め、報告徴収等の実施に当たっても、運輸事業の経営管理部門を対象として、安全管理体制の実際の運用状況の確認、安全管理体制のさらなる改善等に向けたきめ細かな助言を中心に実施する。

2. 実施方針

- (1) 今後、当面は、運輸事業者自ら作成した安全方針等に従った安全管理体制の運用が計画的になされ、それら運用状況を自ら定期的に

確認し、その確認の結果を踏まえ、安全管理体制の見直し及び継続的改善がなされているか、経営管理部門における安全方針等に関する理解及び関与の度合いは十分か、過去に行政処分又は行政指導を受けている運輸事業者における当該行政処分等を踏まえた安全方針等の作成及び実施は行われているか、について重点的に確認し、更なる改善等に向けたきめ細かな助言を行う。

- (2) 予め、本方針に沿って作成した運輸安全マネジメント評価実施要領に基づき、経営幹部への面談調査と経営管理部門が管理する安全管理に係る書類の確認を中心に、国土交通省が定める「運輸事業者における安全管理の進め方等に係るガイドライン」等に基づき、実施する。その際、保安監査との連携を通じ、当該運輸事業者の安全への取組について、総合的な把握及び分析に努める。
- (3) 実施方法等について継続的な見直し及び改善を行うとともに、運輸審議会に実施方法等の見直し及び改善の状況の報告を行う等する。
- (4) 報告徴収等の所見については、当該運輸事業者に対する説明等の措置を行うとともに、その概要を取りまとめて運輸審議会に定期的に報告し、ホームページ等で公表する。
- (5) 上記(1)～(4)に従い、年間120から150事業者程度を目安として計画的かつ効率的に実施する。

### 3. その他

- (1) 本方針は、平成22年4月1日より適用する。
- (2) 本方針は、国土交通大臣が行う報告徴収等について適用する。
- (3) 緊急に対応が必要と認められる事態が発生した場合においては、適時適切に報告徴収等を実施する。

## 1. 運輸安全確保部会の役割

運輸安全確保部会は、「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の策定」に関する諮問事案についての調査審議を行う。

## 2. 運輸安全確保部会のメンバー

(運輸安全確保部会に属する委員)

たけだ まさおき  
竹田 正興

おおや のりゆき  
大屋 則之

しまむら かつみ  
島村 勝巳

(運輸安全確保部会に属する専門委員)

かわち けいじ (東京大学大学院工学系研究科教授)

さかい かずひろ (財団法人労働科学研究所所長・常務理事)

たか いわお (麗澤大学大学院国際経済研究科教授・麗澤大学経済学部教授)

たにぐち あやこ (筑波大学大学院システム情報工学研究科講師)

なかじょう たけし (中央大学理工学部経営システム工学科教授)

はが しげる (立教大学現代心理学部心理学科教授)

むらやま よしお (財団法人海技振興センター技術・研究部研究員)

## 参 考

### 〈諮問事案に関する根拠法令〉

- ・ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号） 第56条の2
- ・ 軌道法（大正10年法律第76号） 第26条
- ・ 道路運送法（昭和26年法律第183号） 第94条の2
- ・ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号） 第60条の2
- ・ 海上運送法（昭和24年法律第187号） 第25条の2
- ・ 内航海運業法（昭和27年法律第151号） 第26条の2第1項
- ・ 航空法（昭和27年法律第231号） 第134条の2

### 〈運輸審議会への諮問に関する根拠法令〉

- ・ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号） 第64条の2第5号
- ・ 軌道法（大正10年法律第76号） 第27条ノ2第8号
- ・ 道路運送法（昭和26年法律第183号） 第88条の2第7号
- ・ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号） 第67条
- ・ 海上運送法（昭和24年法律第187号） 第45条の3第5号
- ・ 内航海運業法（昭和27年法律第151号） 第26条の2第2項
- ・ 航空法（昭和27年法律第231号） 第136条第4号

### 〈運輸審議会に関する関係法令〉

○国土交通省設置法（平成11年法律第100号）（抄）

（政令への委任）

第26条 この款に定めるもののほか、運輸審議会の組織、委員その他の職員その他運輸審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

○運輸審議会令（平成12年政令第301号）（抄）

（専門委員）

第1条 運輸審議会（以下「審議会」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任される

ものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第2条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

○運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）（抄）

(公示方法)

第4条 運輸審議会が公示する事項は、第22条及び第31条第1項の規定によるほか、これを運輸審議会の掲示板に掲示するものとする。

第16条 国土交通大臣は、件名表に登載された事項並びに件名表が改定されたとき、及び件名表から件名が削除されたときはその旨を、すみやかに告示するとともに、事案が不利益処分に係るものであるときは、当該不利益処分の名あて人となるべき者に対して、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)